

国安心こども基金管理運営要領（令和5年12月1日改正）	道要綱改正後	道要綱改正前
<p>別添29</p> <p style="text-align: center;">母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業</p> <p>1 事業の目的</p> <p>妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第10条の2に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化が必要である。</p> <p>このため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元的なマネジメント体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）の整備に要する費用を支援することにより、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方が情報共有を徹底し、協働して妊産婦、子育て世帯、子どもの状況把握、相談支援等を行う等、連携強化の一層の推進を図る。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>（1）事業内容</p> <p>以下に掲げる方法により、市町村が一体的相談支援機関の整備を行う事業。</p> <p>① 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設の創設を行う場合（既存の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体化を図るため、双方ともに移転し、新たに整備する場合を含む）</p> <p>② 既存の子育て世代包括支援センターを改築し、新たに子ども家庭総合支援拠点の機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子ども家庭総合支援拠点を移転し、子育て世代包括支援センターに統合する場合を含む）</p> <p>③ 既存の子ども家庭総合支援拠点を改築し、新たに子育て世代包括支援センターの機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子育て世代包括支援センターを移転し、子ども家庭総合支援拠点に統合する場合を含む）</p> <p>（2）整備対象施設</p> <p>整備対象施設は、「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成29年3月31日雇児発0331第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センター及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点が、同一の施設・場所において一体的に整備される施設とし、一体的な運営体制の構築に向けて、以下に掲げる取組（別添6「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」第5（1）統括支援員の配置要件と同じ）に努めなければならないものとする。</p> <p>① 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の双方の業務をマネジメントできる責任者を配置すること。</p> <p>② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。</p> <p>③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。</p> <p>④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が双方の業務について協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備すること。</p>	<p>別添5</p> <p style="text-align: center;">母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>別添5</p> <p style="text-align: center;">母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業</p> <p>1 事業の目的</p> <p>妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第10条の2に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化が必要である。</p> <p>このため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元的なマネジメント体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）の整備に要する費用を支援することにより、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方が情報共有を徹底し、協働して妊産婦、子育て世帯、子どもの状況把握、相談支援等を行う等、連携強化の一層の推進を図る。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>（1）事業内容</p> <p>以下に掲げる方法により、市町村が一体的相談支援機関の整備を行う事業。</p> <p>① 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設の創設を行う場合（既存の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体化を図るため、双方ともに移転し、新たに整備する場合を含む）</p> <p>② 既存の子育て世代包括支援センターを改築し、新たに子ども家庭総合支援拠点の機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子ども家庭総合支援拠点を移転し、子育て世代包括支援センターに統合する場合を含む）</p> <p>③ 既存の子ども家庭総合支援拠点を改築し、新たに子育て世代包括支援センターの機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子育て世代包括支援センターを移転し、子ども家庭総合支援拠点に統合する場合を含む）</p> <p>（2）整備対象施設</p> <p>整備対象施設は、「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成29年3月31日雇児発0331第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センター及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点が、同一の施設・場所において一体的に整備される施設とし、一体的な運営体制の構築に向けて、以下に掲げる取組（別添6「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」第5（1）統括支援員の配置要件と同じ）に努めなければならないものとする。</p> <p>① 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の双方の業務をマネジメントできる責任者を配置すること。</p> <p>② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。</p> <p>③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。</p> <p>④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が双方の業務について協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備すること。</p>

⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。

⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む地域資源（社会福祉法人・NPO法人等）の創出や連携に努めること。

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体

市町村

(5) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1施設当たり 18,992,000円
特殊付帯工事	1施設当たり 18,097,000円
地域交流スペース加算	1施設当たり 13,218,000円
開設準備(2(1)①により整備を行う場合)	1施設当たり 8,007,000円
開設準備(2(1)②又は③により整備を行う場合)	1施設当たり 3,907,000円
解体撤去工事	1施設当たり 1,080,000円
仮施設整備工事	1施設当たり 1,917,000円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊付帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成事第423号)を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(令和5年8月22日こ成事第435号)の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額(地域交流スペースを除く)に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

(2) 補助率

国9/10、市町村1/10

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1施設当たり 18,992千円
特殊付帯工事	1施設当たり 18,097千円
地域交流スペース加算	1施設当たり 13,218千円
開設準備(2(1)①により整備を行う場合)	1施設当たり 8,007千円
開設準備(2(1)②又は③により整備を行う場合)	1施設当たり 3,907千円
解体撤去工事	1施設当たり 1,080千円
仮施設整備工事	1施設当たり 1,917千円

※ (略)

※ 特殊付帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成事第423号)を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(令和5年8月22日こ成事第435号)の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ (略)

(2) (略)

(3) (略)

⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。

⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む地域資源（社会福祉法人・NPO法人等）の創出や連携に努めること。

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体

市町村

(5) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1施設当たり 17,635千円
特殊付帯工事	1施設当たり 16,804千円
地域交流スペース加算	1施設当たり 12,273千円
開設準備(2(1)①により整備を行う場合)	1施設当たり 7,435千円
開設準備(2(1)②又は③により整備を行う場合)	1施設当たり 3,628千円
解体撤去工事	1施設当たり 1,003千円
仮施設整備工事	1施設当たり 1,780千円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊付帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612008号)の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、基準額(地域交流スペースを除く)に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

(2) 補助率

国9/10、市町村1/10

(3) 補助対象事業(整備区分)

創設、改築、改修、大規模修繕等(その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定さ

(3) 補助対象事業（整備区分）
創設、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、令和5年8月22日こ成事第435号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
開設準備費	一体的相談支援機関の開設に必要な費用
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象） ※ 大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。
① 土地の買収又は整地に関する費用
② 既存の建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
③ 職員の宿舎に要する費用
④ その他施設整備費として適当と認められない費用
(2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支庁第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、こども家庭庁又は各地方厚生局若しくは地方厚生（支）局と事前に相談すること。

4 (略)

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、 <u>令和5年8月22日こ成事第435号こども家庭庁成育局長通知</u> 「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
開設準備費	一体的相談支援機関の開設に必要な費用
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象） ※ 大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) (略)
(2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支庁第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。

れた選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、 <u>平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u> 「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
開設準備費	一体的相談支援機関の開設に必要な費用
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象） ※ 大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。
① 土地の買収又は整地に関する費用
② 既存の建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
③ 職員の宿舎に要する費用
④ その他施設整備費として適当と認められない費用
(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。

国安心こども基金管理運営要領（令和5年12月1日改正）	道要綱改正後	道要綱改正前
<p>別添30</p> <p style="text-align: center;">母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業</p> <p>1 事業の目的</p> <p>子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第10条の2に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化を図るため、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）において、母子保健と児童福祉双方に十分な知識を有する統括支援員を配置する際の必要な費用の補助等により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方の連携強化の一層の推進を図る。</p> <p>また、別添7～14に掲げる事業（以下、家庭・養育環境支援事業という。）の円滑な導入に資する経費の一部を補助することにより、支援が必要な妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援体制の構築を図る。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 統括支援員の配置支援</p> <p>子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方が常に情報共有を行い、双方の業務を協働で対応する等、一体的な取組を強化するため統括支援員の配置を行う。</p> <p>(2) 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援</p> <p>家庭・養育環境支援事業の実施に当たって必要となる地域資源の創出や地域住民等への周知・広報の実施等、事業の円滑な導入に資する取組を行う。</p> <p>3 事業の実施主体</p> <p>市町村（ただし、2（1）に掲げる統括支援員の配置支援については、児童人口10,000人以上を管轄する一体的相談支援機関等に限る）</p> <p>4 事業の実施期限</p> <p>令和6年3月31日とする。</p> <p>5 実施要件</p> <p>(1) 統括支援員の配置支援</p> <p>以下のいずれの要件も満たす市町村とする。</p> <p>① 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成29年3月31日雇児発0331第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センターの業務及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点の業務双方について、マネジメントできる責任者を配置すること。</p> <p>② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。</p> <p>③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。</p> <p>④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備する</p>	<p>別添6（略）</p>	<p>別添6</p> <p style="text-align: center;">母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業</p> <p>1 事業の目的</p> <p>子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第10条の2に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化を図るため、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）において、母子保健と児童福祉双方に十分な知識を有する統括支援員を配置する際の必要な費用の補助等により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方の連携強化の一層の推進を図る。</p> <p>また、別添7～14に掲げる事業（以下、家庭・養育環境支援事業という。）の円滑な導入に資する経費の一部を補助することにより、支援が必要な妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援体制の構築を図る。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 統括支援員の配置支援</p> <p>子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方が常に情報共有を行い、双方の業務を協働で対応する等、一体的な取組を強化するため統括支援員の配置を行う。</p> <p>(2) 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援</p> <p>家庭・養育環境支援事業の実施に当たって必要となる地域資源の創出や地域住民等への周知・広報の実施等、事業の円滑な導入に資する取組を行う。</p> <p>3 事業の実施主体</p> <p>市町村（ただし、2（1）に掲げる統括支援員の配置支援については、児童人口10,000人以上を管轄する一体的相談支援機関等に限る）</p> <p>4 事業の実施期限</p> <p>令和6年3月31日とする。</p> <p>5 実施要件</p> <p>(1) 統括支援員の配置支援</p> <p>以下のいずれの要件も満たす市町村とする。</p> <p>① 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成29年3月31日雇児発0331第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センターの業務及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点の業務双方について、マネジメントできる責任者を配置すること。</p> <p>② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。</p> <p>③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。</p> <p>④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備する</p>

<p>こと。</p> <p>⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。</p> <p>⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む地域資源（社会福祉法人・NPO法人等）の創出や連携に努めること。</p> <p>なお、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの業務を民間委託している場合にも支援の対象とするが、その場合には、定期的な連絡協議会の開催等により委託先民間機関も含めて子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的対応を図るものとする。</p> <p>(2) 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援</p> <p>以下に掲げる取組により、家庭・養育環境支援事業の円滑な導入に資する事業であること。</p> <p>① 家庭・養育環境支援事業を行うための地域資源の創出や地域住民等を対象とした周知・広報の実施</p> <p>② ニーズ把握等調査の実施</p> <p>③ 家庭・養育環境支援事業の担い手の確保に向けた研修等の実施</p> <p>④ システム改修等の実施</p> <p>⑤ その他、家庭・養育環境支援事業の円滑な導入支援に資する取組の実施</p> <p>6 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 補助基準額</p> <p>① 統括支援員の配置支援 1か所当たり 6,272千円（年額）</p> <p>ただし配置期間が12か月に満たない場合には、上記補助基準額に「事業実施月数（※）÷12月」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助基準額とする。</p> <p>（※）「事業実施月数」とは、統括支援員を配置した日の属する月から統括支援員の配置がなされなくなった日の前日が属する月までとする。</p> <p>② 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援 1市町村当たり 3,208千円（年額）</p> <p>(2) 補助率</p> <p>国2／3、都道府県1／6、市町村1／6</p> <p>7 対象経費</p> <p>報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金</p> <p>8 留意事項</p> <p>○ 本事業の補助を受けた市町村については、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について、一体的に事務を実施する観点から、以下の体制の整備等を行うことが望ましい。</p> <p>① 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務を一体的に対応する機関として、設置要綱等の規定を整備すること。</p> <p>② 組織定員上、一体的相談機関を置いたうえで、職員に対して必要な人事発令を行うこと。</p> <p>○ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が同一の施設・場所で業務を実施していない場合であっても、次に掲げる取組等を行っている場合には、一体的に業務を行っているものとみなすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が参加して、要保護児童、要支援児童、特定妊婦などリスクの高い子どもや家庭について 	<p>こと。</p> <p>⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。</p> <p>⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む地域資源（社会福祉法人・NPO法人等）の創出や連携に努めること。</p> <p>なお、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの業務を民間委託している場合にも支援の対象とするが、その場合には、定期的な連絡協議会の開催等により委託先民間機関も含めて子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的対応を図るものとする。</p> <p>(2) 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援</p> <p>以下に掲げる取組により、家庭・養育環境支援事業の円滑な導入に資する事業であること。</p> <p>① 家庭・養育環境支援事業を行うための地域資源の創出や地域住民等を対象とした周知・広報の実施</p> <p>② ニーズ把握等調査の実施</p> <p>③ 家庭・養育環境支援事業の担い手の確保に向けた研修等の実施</p> <p>④ システム改修等の実施</p> <p>⑤ その他、家庭・養育環境支援事業の円滑な導入支援に資する取組の実施</p> <p>6 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 補助基準額</p> <p>① 統括支援員の配置支援 1か所当たり 6,272千円（年額）</p> <p>ただし配置期間が12か月に満たない場合には、上記補助基準額に「事業実施月数（※）÷12月」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助基準額とする。</p> <p>（※）「事業実施月数」とは、統括支援員を配置した日の属する月から統括支援員の配置がなされなくなった日の前日が属する月までとする。</p> <p>② 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援 1市町村当たり 3,208千円（年額）</p> <p>(2) 補助率</p> <p>国2／3、道1／6、市町村1／6</p> <p>7 対象経費</p> <p>報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金</p> <p>8 留意事項</p> <p>(1) 本事業の補助を受けた市町村については、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について、一体的に事務を実施する観点から、以下の体制の整備等を行うことが望ましい。</p> <p>① 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務を一体的に対応する機関として、設置要綱等の規定を整備すること。</p> <p>② 組織定員上、一体的相談機関を置いたうえで、職員に対して必要な人事発令を行うこと。</p> <p>(2) 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が同一の施設・場所で業務を実施していない場合であっても、次に掲げる取組等を行っている場合には、一体的に業務を行っているものとみなすこと。</p> <p>① 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が参加して、要保護児童、要支援児童、特定妊婦などリスクの高い子どもや家庭について</p>
--	--

情報の共有を図るケース会議などの開催

- ・ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が共通して情報の閲覧が出来る庁内システムの整備

情報の共有を図るケース会議などの開催

- ② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が共通して情報の閲覧が出来る庁内システムの整備

国安心こども基金管理運営要領（令和5年12月1日改正）	道要綱改正後	道要綱改正前
<p>別添31</p> <p style="text-align: center;">子育て世帯訪問支援臨時特例事業</p> <p>1 事業の目的 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 統括支援員の配置支援 (3) に規定する支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、以下の支援を実施する事業。 ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等） ② 育児支援（保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育地域の母子保健施策・育て支援施策等の情報提供等を含む） (2) 事業の実施主体 市町村 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 (3) 支援対象 次のいずれかに該当する家庭とする。 ① 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭 ④ その他、市町村が特に支援が必要と認めた家庭 (4) 訪問支援員の要件 次のいずれの要件も満たす者であること。 ① 家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者 ② 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者 ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者 (5) 事業の実施方法 訪問支援の実施に当たっては、以下の①～⑤に留意して実施すること。 ① 本事業を実施する者（以下、実施者という。）及び訪問支援員は、児童及びその保護者等の個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。 ② 訪問した家庭が家事・育児支援等以外の支援も必要であると考えられる場合には、</p>	<p>別添7（略）</p>	<p>別添7</p> <p style="text-align: center;">子育て世帯訪問支援臨時特例事業</p> <p>1 事業の目的 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 統括支援員の配置支援 (3) に規定する支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、以下の支援を実施する事業。 ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等） ② 育児支援（保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育地域の母子保健施策・育て支援施策等の情報提供等を含む） (2) 事業の実施主体 市町村 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 (3) 支援対象 次のいずれかに該当する家庭とする。 ① 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭 ④ その他、市町村が特に支援が必要と認めた家庭 (4) 訪問支援員の要件 次のいずれの要件も満たす者であること。 ① 家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者 ② 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者 ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者 (5) 事業の実施方法 訪問支援の実施に当たっては、以下の①～⑤に留意して実施すること。 ① 本事業を実施する者（以下、実施者という。）及び訪問支援員は、児童及びその保護者等の個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。 ② 訪問した家庭が家事・育児支援等以外の支援も必要であると考えられる場合には、</p>

市町村に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。なお、この場合に、業務上知り得た情報を市町村と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものであること。

- ③ 訪問支援員は、常に実施者が発行する身分証明書を携行し、訪問時に必ず提示させること。
- ④ 実施者は、研修等の実施により、常に訪問支援員の質の向上に努めること。
- ⑤ 利用者負担額は、対象家庭の収入の状況に応じて決定することし、所得の把握については、保護者の同意を得た上で、他の支援制度の利用等により把握した所得情報を活用するなど、実施主体である市町村及び利用者の負担とならない形で運用することとして差し支えない。

(6) 事業の実施期限
令和6年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

① 訪問支援費用

1 市町村あたり
延べ利用時間数 × 3,000 円
延べ利用件数 × 1,860 円

(i) 利用者負担軽減を実施する場合

上記により算出した額の合算額から、以下のア～エに該当する世帯に対して定める利用者負担額の合算額を控除した額

なお、利用者に対して利用者負担額を上回る負担を求めてはならないものとする。

(ii) 利用者負担軽減を実施しない場合

以下のア～ウの該当の有無に関わらず、一律に上記により算出した額の合算額からその他世帯の利用者負担額を控除した額

ア 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者）

イ 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（アに掲げる者を除く。））

ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯（年収360万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が 77,101 円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））

エ ア～ウに該当しない、その他世帯

(利用者負担額)

	延べ利用時間数 ×	延べ利用件数 ×
生活保護世帯	0 円	0 円
住民税非課税世帯	300 円	190 円
住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	600 円	530 円
その他世帯	1,500 円	930 円

②事務費・管理費

1 委託事業所あたり 564,000 円

市町村に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。なお、この場合に、業務上知り得た情報を市町村と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものであること。

- ③ 訪問支援員は、常に実施者が発行する身分証明書を携行し、訪問時に必ず提示させること。
- ④ 実施者は、研修等の実施により、常に訪問支援員の質の向上に努めること。
- ⑤ 利用者負担額は、対象家庭の収入の状況に応じて決定することし、所得の把握については、保護者の同意を得た上で、他の支援制度の利用等により把握した所得情報を活用するなど、実施主体である市町村及び利用者の負担とならない形で運用することとして差し支えない。

(6) 事業の実施期限
令和6年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

① 訪問支援費用

1 市町村あたり
延べ利用時間数 × 3,000 円
延べ利用件数 × 1,860 円

(i) 利用者負担軽減を実施する場合

上記により算出した額の合算額から、以下のア～エに該当する世帯に対して定める利用者負担額の合算額を控除した額

なお、利用者に対して利用者負担額を上回る負担を求めてはならないものとする。

(ii) 利用者負担軽減を実施しない場合

以下のア～ウの該当の有無に関わらず、一律に上記により算出した額の合算額からその他世帯の利用者負担額を控除した額

ア 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者）

イ 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（アに掲げる者を除く。））

ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯（年収360万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が 77,101 円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））

エ ア～ウに該当しない、その他世帯

(利用者負担額)

	延べ利用時間数 ×	延べ利用件数 ×
生活保護世帯	0 円	0 円
住民税非課税世帯	300 円	190 円
住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	600 円	530 円
その他世帯	1,500 円	930 円

② 事務費・管理費

1 委託事業所あたり 564,000 円

<p>(2) 補助率 国 1 / 2、都道府県等 1 / 4、市町村 1 / 4</p> <p>4 対象経費 報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金</p> <p>5 留意事項 本事業は 2（3）で定める対象となる家庭以外の家庭に対して支援を提供することを妨げるものではないが、その場合、当該家庭にかかった経費については補助対象外とする。</p>		<p>(2) 補助率 国 1 / 2、道 1 / 4、市町村 1 / 4</p> <p>4 対象経費 報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金</p> <p>5 留意事項 本事業は 2（3）で定める対象となる家庭以外の家庭に対して支援を提供することを妨げるものではないが、その場合、当該家庭にかかった経費については補助対象外とする。</p>
--	--	--

国安心こども基金管理運営要領（令和5年12月1日改正）	道要綱改正後	道要綱改正前
<p>別添32</p> <p style="text-align: center;">保護者支援臨時特例事業</p> <p>1 事業の目的</p> <p>子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>事業内容は以下のとおりとする。</p> <p>① ペアレントトレーニング</p> <p>子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。</p> <p>② 保護者指導支援プログラム資格取得支援</p> <p>ペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。</p> <p>(2) 事業の実施主体</p> <p>市町村</p> <p>なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>(3) 事業の対象者</p> <p>事業の対象者は以下のとおりとする。</p> <p>① ペアレントトレーニング</p> <p>親子の関係性や子どもとの関わり方等に不安を抱えている18歳未満の子どもを養育する家庭で、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。</p> <p>(i) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭</p> <p>(ii) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭</p> <p>(iii) 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭</p> <p>② 保護者指導支援プログラム資格取得支援</p> <p>ペアレントトレーニングの実施のために資格等の取得が必要な者。</p> <p>(4) 事業実施方法</p> <p>実施に当たっては、以下に留意すること。</p> <p>① ペアレントトレーニング</p> <p>(i) ペアレントトレーニングの内容は以下の内容を考慮しつつ、地域の実情に応じて設定すること。</p> <p>a. 子どものほめ方</p> <p>b. 子どもの行動の理解と要因の把握</p> <p>c. 子どもに対する効果的な指示の出し方</p> <p>d. 子どもの不適切な行動への対応</p> <p>(ii) ペアレントトレーニングの実施に当たっては、以下の項目を参考にしつつ、地域</p>	<p>別添8</p> <p style="text-align: center;">保護者支援臨時特例事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>別添8</p> <p style="text-align: center;">保護者支援臨時特例事業</p> <p>1 事業の目的</p> <p>子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>事業内容は以下のとおりとする。</p> <p>① ペアレントトレーニング</p> <p>子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。</p> <p>② 保護者指導支援プログラム資格取得支援</p> <p>ペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。</p> <p>(2) 事業の実施主体</p> <p>市町村</p> <p>なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>(3) 事業の対象者</p> <p>事業の対象者は以下のとおりとする。</p> <p>① ペアレントトレーニング</p> <p>親子の関係性や子どもとの関わり方等に不安を抱えている18歳未満の子どもを養育する家庭で、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。</p> <p>(i) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭</p> <p>(ii) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭</p> <p>(iii) 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭</p> <p>② 保護者指導支援プログラム資格取得支援</p> <p>ペアレントトレーニングの実施のために資格等の取得が必要な者。</p> <p>(4) 事業実施方法</p> <p>実施に当たっては、以下に留意すること。</p> <p>① ペアレントトレーニング</p> <p>(i) ペアレントトレーニングの内容は以下の内容を考慮しつつ、地域の実情に応じて設定すること。</p> <p>a. 子どものほめ方</p> <p>b. 子どもの行動の理解と要因の把握</p> <p>c. 子どもに対する効果的な指示の出し方</p> <p>d. 子どもの不適切な行動への対応</p> <p>(ii) ペアレントトレーニングの実施に当たっては、以下の項目を参考にしつつ、地</p>

の実情に応じて実施すること。

- a.ペアレントトレーニング実施者として、子どもにかかわる業務に従事していた経験を有する者であって、適切に実施できると市町村が認めた者を置くこと。
- b.ペアレントトレーニング実施者は利用者同士が相互に気軽に悩みや不安を相談・共有したり、情報の交換ができるよう配慮すること。
- c.定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施すること。
- d.1講座当たり、概ね5～8回(各回90分～120分程度)を目安に、実施すること。
- e.事業を実施する際には、各市町村における広報資料等を使用することで、事業の周知を図ること。
- f.未就園児のいる家庭を対象として事業を実施する場合、別室にて保育士等による預かり保育の実施に努めること。
- g.学齢期以降の子どもを養育する家庭を対象として事業を実施する場合、必要に応じて当該子どもに対してアセスメントを行うよう努めること。
- h.利用者の同意を得た上で、利用者及びその家庭の情報や受講者の状況について、関係機関と連携し情報の共有を図ること。

② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

本事業は、ペアレントトレーニングの実施に当たり必要な人材確保を行うための支援であることから、本事業を活用して資格の取得を行う場合には、市町村は資格取得者に対してペアレントトレーニングへの積極的な従事を要件として設定すること。

(6) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

① ペアレントトレーニング

次により算出した額の合算額から利用者が負担すべき額の合算額を控除した額。なお、利用者負担軽減を実施しない場合は、その他世帯に準じた扱いとし、利用者負担軽減を実施した場合は、利用者が負担すべき額を上回る負担を求めてはならないものとする。

1市町村あたり

延べ利用者数 × 32,800 円

(※)延べ利用者数とは、1利用者が1講座(全8回程度)を利用した場合、1人とカウントする。

(i) 利用者負担軽減を実施する場合

上記により算出した額の合算額から、以下のア～エに該当する世帯に対して定める利用者負担額の合算額を控除した額

なお、利用者に対して利用者負担額を上回る負担を求めてはならないものとする。

(ii) 利用者負担軽減を実施しない場合

以下のア～ウの該当の有無に関わらず、一律に上記により算出した額の合算額からその他世帯の利用者負担額を控除した額

ア 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第14号)第6条第1項に規定する被保護者)

イ 住民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者(アに掲げる者を除く。))

の実情に応じて実施すること。

- a.ペアレントトレーニング実施者として、子どもにかかわる業務に従事していた経験を有する者であって、適切に実施できると市町村が認めた者を置くこと。
- b.ペアレントトレーニング実施者は利用者同士が相互に気軽に悩みや不安を相談・共有したり、情報の交換ができるよう配慮すること。
- c.定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施すること。
- d.1講座当たり、概ね5～8回(各回90分～120分程度)を目安に、実施すること。
- e.事業を実施する際には、各市町村における広報資料等を使用することで、事業の周知を図ること。
- f.未就園児のいる家庭を対象として事業を実施する場合、別室にて保育士等による預かり保育の実施に努めること。
- g.学齢期以降の子どもを養育する家庭を対象として事業を実施する場合、必要に応じて当該子どもに対してアセスメントを行うよう努めること。
- h.利用者の同意を得た上で、利用者及びその家庭の情報や受講者の状況について、関係機関と連携し情報の共有を図ること。

② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

本事業は、ペアレントトレーニングの実施に当たり必要な人材確保を行うための支援であることから、本事業を活用して資格の取得を行う場合には、市町村は資格取得者に対してペアレントトレーニングへの積極的な従事を要件として設定すること。

(6) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

① ペアレントトレーニング

次により算出した額の合算額から利用者が負担すべき額の合算額を控除した額。なお、利用者負担軽減を実施しない場合は、その他世帯に準じた扱いとし、利用者負担軽減を実施した場合は、利用者が負担すべき額を上回る負担を求めてはならないものとする。

1市町村あたり

延べ利用者数 × 32,800 円

(※)延べ利用者数とは、1利用者が1講座(全8回程度)を利用した場合、1人とカウントする。

(i) 利用者負担軽減を実施する場合

上記により算出した額の合算額から、以下のア～エに該当する世帯に対して定める利用者負担額の合算額を控除した額

なお、利用者に対して利用者負担額を上回る負担を求めてはならないものとする。

(ii) 利用者負担軽減を実施しない場合

以下のア～ウの該当の有無に関わらず、一律に上記により算出した額の合算額からその他世帯の利用者負担額を控除した額

ア 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第14号)第6条第1項に規定する被保護者)

イ 住民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者(アに掲げる者を除く。))

ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯（年収 360 万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第 29 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が 77,101 円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））

エ ア～ウに該当しない、その他世帯

（利用者負担額）

	延べ利用者数 ×
生活保護世帯	0 円
住民税非課税世帯	3,200 円
住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	6,560 円
その他世帯	16,400 円

② 保護者指導支援プログラム資格取得支援
1 市町村当たり 100,000 円

(2) 補助率
国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

4 対象経費
報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

5 留意事項
ペアレントトレーニングについて、2（3）で定める対象となる家庭以外の家庭に対して支援を提供することを妨げるものではないが、その場合、当該家庭にかかった経費については補助対象外とする。

ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯（年収 360 万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第 29 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が 77,101 円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））

エ ア～ウに該当しない、その他世帯

（利用者負担額）

	延べ利用者数 ×
生活保護世帯	0 円
住民税非課税世帯	3,200 円
住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	6,560 円
その他世帯	16,400 円

② （略）

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯（年収 360 万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第 29 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が 77,101 円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））

エ ア～ウに該当しない、その他世帯

（利用者負担額）

	延べ利用者数 ×
生活保護世帯	0 円
住民税非課税世帯	3,200 円
住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	6,560 円
その他世帯	16,400 円

② 保護者指導支援プログラム資格取得支援
1 市町村当たり 100,000 円

(2) 補助率
国 1/2、道 1/4、市町村 1/4

4 対象経費
報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

5 留意事項
ペアレントトレーニングについて、2（3）で定める対象となる家庭以外の家庭に対して支援を提供することを妨げるものではないが、その場合、当該家庭にかかった経費については補助対象外とする。

国安心こども基金管理運営要領（令和5年12月1日改正）	道要綱改正後	道要綱改正前																																				
<p>別添33</p> <p style="text-align: center;">子どもの居場所支援整備事業</p> <p>1 事業の目的 家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するための支援を提供する。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 家庭や学校に居場所のない子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。 (2) 事業の実施主体 市町村 (3) 整備対象施設の設置主体（事業者） 市町村又は市町村が適当と認めた者 (4) 整備基準 事業所の整備に当たっては、以下の①～④の設備を設けるものとする。 ① 相談室 ② 対象者が集まることができる設備 ③ 事務室 ④ キッチン、浴室、学習スペースなど、その他支援の実施に必要な設備</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 補助基準額</p> <table border="1" data-bbox="77 1045 973 1465"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体工事</td> <td>1施設当たり 18,992,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊附帯工事</td> <td>1施設当たり 18,097,000円</td> </tr> <tr> <td>地域交流スペース加算</td> <td>1施設当たり 13,218,000円</td> </tr> <tr> <td>解体撤去工事</td> <td>1施設当たり 1,080,000円</td> </tr> <tr> <td>仮設施設整備工事</td> <td>1施設当たり 1,917,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。 ※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第423号）を準用して整備すること。 ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（令和5年8月22日こ成事第435号）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。 ※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和4</p>	種目	補助基準額	本体工事	1施設当たり 18,992,000円	特殊附帯工事	1施設当たり 18,097,000円	地域交流スペース加算	1施設当たり 13,218,000円	解体撤去工事	1施設当たり 1,080,000円	仮設施設整備工事	1施設当たり 1,917,000円	<p>別添9</p> <p style="text-align: center;">子どもの居場所支援整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 補助基準額</p> <table border="1" data-bbox="1032 1045 1923 1465"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体工事</td> <td>1施設当たり <u>18,992</u>千円</td> </tr> <tr> <td>特殊附帯工事</td> <td>1施設当たり <u>18,097</u>千円</td> </tr> <tr> <td>地域交流スペース加算</td> <td>1施設当たり <u>13,218</u>千円</td> </tr> <tr> <td>解体撤去工事</td> <td>1施設当たり <u>1,080</u>千円</td> </tr> <tr> <td>仮設施設整備工事</td> <td>1施設当たり <u>1,917</u>千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (略) ※ 特殊附帯工事については、「<u>次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて</u>」（<u>令和5年8月22日こ成事第423号</u>）を準用して整備すること。 ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（<u>令和5年8月22日こ成事第435号</u>）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。 ※ (略)</p>	種目	補助基準額	本体工事	1施設当たり <u>18,992</u> 千円	特殊附帯工事	1施設当たり <u>18,097</u> 千円	地域交流スペース加算	1施設当たり <u>13,218</u> 千円	解体撤去工事	1施設当たり <u>1,080</u> 千円	仮設施設整備工事	1施設当たり <u>1,917</u> 千円	<p>別添9</p> <p style="text-align: center;">子どもの居場所支援整備事業</p> <p>1 事業の目的 家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するための支援を提供する。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 家庭や学校に居場所のない子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。 (2) 事業の実施主体 市町村 (3) 整備対象施設の設置主体（事業者） 市町村又は市町村が適当と認めた者 (4) 整備基準 事業所の整備に当たっては、以下の①～④の設備を設けるものとする。 ① 相談室 ② 対象者が集まることができる設備 ③ 事務室 ④ キッチン、浴室、学習スペースなど、その他支援の実施に必要な設備</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 補助基準額</p> <table border="1" data-bbox="1991 1045 2881 1465"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体工事</td> <td>1施設当たり <u>17,635</u>千円</td> </tr> <tr> <td>特殊附帯工事</td> <td>1施設当たり <u>16,804</u>千円</td> </tr> <tr> <td>地域交流スペース加算</td> <td>1施設当たり <u>12,273</u>千円</td> </tr> <tr> <td>解体撤去工事</td> <td>1施設当たり <u>1,003</u>千円</td> </tr> <tr> <td>仮設施設整備工事</td> <td>1施設当たり <u>1,780</u>千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。 ※ 特殊附帯工事については、「<u>次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて</u>」（<u>平成20年6月12日雇児発第0612004号</u>）を準用して整備すること。 ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（<u>平成20年6月12日雇児発第0612008号</u>）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。 ※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小</p>	種目	補助基準額	本体工事	1施設当たり <u>17,635</u> 千円	特殊附帯工事	1施設当たり <u>16,804</u> 千円	地域交流スペース加算	1施設当たり <u>12,273</u> 千円	解体撤去工事	1施設当たり <u>1,003</u> 千円	仮設施設整備工事	1施設当たり <u>1,780</u> 千円
種目	補助基準額																																					
本体工事	1施設当たり 18,992,000円																																					
特殊附帯工事	1施設当たり 18,097,000円																																					
地域交流スペース加算	1施設当たり 13,218,000円																																					
解体撤去工事	1施設当たり 1,080,000円																																					
仮設施設整備工事	1施設当たり 1,917,000円																																					
種目	補助基準額																																					
本体工事	1施設当たり <u>18,992</u> 千円																																					
特殊附帯工事	1施設当たり <u>18,097</u> 千円																																					
地域交流スペース加算	1施設当たり <u>13,218</u> 千円																																					
解体撤去工事	1施設当たり <u>1,080</u> 千円																																					
仮設施設整備工事	1施設当たり <u>1,917</u> 千円																																					
種目	補助基準額																																					
本体工事	1施設当たり <u>17,635</u> 千円																																					
特殊附帯工事	1施設当たり <u>16,804</u> 千円																																					
地域交流スペース加算	1施設当たり <u>12,273</u> 千円																																					
解体撤去工事	1施設当たり <u>1,003</u> 千円																																					
仮設施設整備工事	1施設当たり <u>1,780</u> 千円																																					

4 年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額(地域交流スペースを除く)に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

(2) 補助率
国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(3) 補助対象事業(整備区分)
創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等(その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。)

4 事業の実施期限
令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

5 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ)。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ)。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、令和5年8月22日成事第435号こども家庭庁長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費(改築・大規模修繕等の場合が対象) ※ 大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

6 留意事項
(1) 次に掲げる費用については、対象としない。
① 土地の買収又は整地に関する費用

(2) (略)

(3) (略)

4 (略)

5 (略)

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ)。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ)。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、 <u>令和5年8月22日成事第435号こども家庭庁長通知</u> 「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費(改築・大規模修繕等の場合が対象) ※ 大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

6 留意事項
(1) 次に掲げる費用については、対象としない。
① 土地の買収又は整地に関する費用
② 既存の建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
③ 職員の宿舎に要する費用

数点以下切捨て。)

(2) 補助率
国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(3) 補助対象事業(整備区分)
創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等(その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。)

4 事業の実施期限
令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

5 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ)。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ)。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、 <u>平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u> 「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費(改築・大規模修繕等の場合が対象) ※ 大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

6 留意事項
(1) 次に掲げる費用については、対象としない。
① 土地の買収又は整地に関する費用
② 既存の建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
③ 職員の宿舎に要する費用

<p>② 既存の建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>③ 職員の宿舎に要する費用</p> <p>④ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>（２）この事業により施設整備を行う際に、過去に子ども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和５年６月１５日こ成事務第 331 号・こ支虐第 69 号「子ども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、子ども家庭庁又は地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。</p> <p>（３）「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（令和５年８月 22 日こ成事第 370 号子ども家庭庁長官通知の別紙）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。</p>	<p>④ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>（２）この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>子ども家庭庁</u>所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>令和５年６月 15 日こ成事務第 331 号・こ支虐第 69 号</u>「<u>子ども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について</u>」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。</p> <p>（３）「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（<u>令和５年 8 月 22 日こ成事第 370 号子ども家庭庁長官通知</u>の別紙）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。</p>	<p>④ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>（２）この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>厚生労働省</u>所管<u>一般会計</u>補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>平成 2 0 年 4 月 1 7 日雇児発第 0 4 1 7 0 0 1 号</u>「<u>厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について</u>」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。</p> <p>（３）「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（<u>平成 2 0 年 6 月 1 2 日厚生労働省発雇児第 0 6 1 2 0 0 1 号厚生労働省事務次官通知の別紙</u>）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。</p>
--	---	---

国安心こども基金管理運営要領（令和5年12月1日改正）	道要綱改正後	道要綱改正前
<p>別添34</p> <p style="text-align: center;">子どもの居場所支援臨時特例事業</p> <p>1 事業の目的 家庭や学校に居場所のない子どもを対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供する。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 以下の①、②の全部もしくは一部の取組を行うこととする。 ① 子どもの居場所支援臨時特例事業 「児童指導担当職員」を配置し、以下の(i)～(vi)に掲げる取組を包括的に実施するものとする。 ただし、支援を常時提供しなければならないわけではなく、支援対象者から支援を求められた際に、確実に支援を提供できる体制を整備すること。 (i) 安心・安全な居場所の提(※2) (ii) 生活習慣の形成(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等) (iii) 学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等) (iv) 食事の提供(※3、4、5) (v) 課外活動の提供(調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等) (vi) 学校、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関と日常的に連携を行い、事業の趣旨や各機関が把握している子どもの情報が共有されやすい関係の構築 (※1)(i)～(vi)の取組を通じて家庭への支援が必要と判断される場合には、保護者への家庭の状況の聞き取り等を通じて、家庭環境の把握に努めること。 (※2) 居場所における支援を行う際、必要に応じて家庭、学校、その他の場所と本事業の実施場所との間の送迎支援を行うこと。 (※3) 食事の提供に当たっては、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。 (※4) 提供する食事は、必ず居場所で調理された食事であることを要しない。 (※5) 居場所にて食事の提供を含めた各種支援を包括的に提供することを目的とした事業であるため、宅食により食事を提供することは不可とする。 ② 児童指導専門職員配置支援事業 子ども及びその家庭を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた経験を持ち、十分なソーシャルワークスキルを有する「児童指導専門職員」を配置し、以下の(i)～(iv)に掲げる取組を包括的に実施するものとする。 (i) 支援計画(※1)の策定 (ii) 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等 (iii) 子どもの家庭への訪問を含めた支援(※2) (iv) その他、居場所における子どもに必要な支援 (※1) 支援計画は、居場所における子どもへの支援を中心に考えたものであること。 (※2) 事業所における保護者へのアセスメント等の支援だけでなく、必要に応じて、子どもの家庭を訪問し、家庭環境の把握や保護者への相談支援を実施すること。 (2) 事業の実施主体 市町村</p>	<p>別添10(略)</p>	<p>別添10</p> <p style="text-align: center;">子どもの居場所支援臨時特例事業</p> <p>1 事業の目的 家庭や学校に居場所のない子どもを対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供する。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 以下の①、②の全部もしくは一部の取組を行うこととする。 ① 子どもの居場所支援臨時特例事業 「児童指導担当職員」を配置し、以下の(i)～(vi)に掲げる取組を包括的に実施するものとする。 ただし、支援を常時提供しなければならないわけではなく、支援対象者から支援を求められた際に、確実に支援を提供できる体制を整備すること。 (i) 安心・安全な居場所の提(※2) (ii) 生活習慣の形成(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等) (iii) 学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等) (iv) 食事の提供(※3、4、5) (v) 課外活動の提供(調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等) (vi) 学校、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関と日常的に連携を行い、事業の趣旨や各機関が把握している子どもの情報が共有されやすい関係の構築 (※1)(i)～(vi)の取組を通じて家庭への支援が必要と判断される場合には、保護者への家庭の状況の聞き取り等を通じて、家庭環境の把握に努めること。 (※2) 居場所における支援を行う際、必要に応じて家庭、学校、その他の場所と本事業の実施場所との間の送迎支援を行うこと。 (※3) 食事の提供に当たっては、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。 (※4) 提供する食事は、必ず居場所で調理された食事であることを要しない。 (※5) 居場所にて食事の提供を含めた各種支援を包括的に提供することを目的とした事業であるため、宅食により食事を提供することは不可とする。 ② 児童指導専門職員配置支援事業 子ども及びその家庭を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた経験を持ち、十分なソーシャルワークスキルを有する「児童指導専門職員」を配置し、以下の(i)～(iv)に掲げる取組を包括的に実施するものとする。 (i) 支援計画(※1)の策定 (ii) 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等 (iii) 子どもの家庭への訪問を含めた支援(※2) (iv) その他、居場所における子どもに必要な支援 (※1) 支援計画は、居場所における子どもへの支援を中心に考えたものであること。 (※2) 事業所における保護者へのアセスメント等の支援だけでなく、必要に応じて、子どもの家庭を訪問し、家庭環境の把握や保護者への相談支援を実施すること。 (2) 事業の実施主体 市町村</p>

<p>なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>(3) 支援対象者</p> <p>① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の子ども等、養育環境に関して課題のある学齢期の子ども及びその家庭</p> <p>② 不登校の子ども等、学校に居場所のない学齢期の子ども及びその家庭</p> <p>③ その他、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した学齢期の子ども及びその家庭</p> <p>(4) 事業実施場所</p> <p>児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が子どもの居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）</p> <p>(5) 事業実施体制</p> <p>事業の実施にあたっては、以下の①児童指導担当職員は必置とし、②児童指導専門職員は地域の実情やその他支援の必要性を考慮して配置するものとする。</p> <p>なお、職員の配置にあたっては、研修の実施等により、従事する職員の質の担保を図ること。</p> <p>① 児童指導担当職員</p> <p>(i) 児童福祉事業及びそれに類する業務に従事していた経験を持つ者</p> <p>(ii) 専従の常勤職員（常勤的非常勤職員を含む）であることが望ましい。</p> <p>なお、児童指導担当職員の配置にあたっては、児童の支援に従事する同種の職員の処遇を考慮した上で配置すること。</p> <p>② 児童指導専門職員</p> <p>子どもを対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者</p> <p>なお、児童指導専門職員は、支援計画の策定や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。</p> <p>(6) 開所日数</p> <p>開所する日数は、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間250日以上開所すること。</p> <p>ただし、実態として250日開所する必要がない場合には、特例として200日以上の開所でも本事業の対象とする。</p> <p>(7) 開所時間</p> <p>原則、12時から20時を目途として開所するものとするが、その地域における学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定めるものとする。</p> <p>3 事業の実施期限</p> <p>令和6年3月31日とする。</p> <p>4 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 補助基準額</p> <table border="0"> <tr> <td>① 子どもの居場所支援臨時特例事業</td> <td>1か所当たり</td> <td>14,592千円</td> </tr> <tr> <td>賃借料支援</td> <td>1か所当たり</td> <td>3,000千円（上限）</td> </tr> <tr> <td>開設準備経費支援</td> <td>1か所当たり</td> <td>4,000千円（上限）</td> </tr> <tr> <td>② 児童指導専門職員配置支援事業</td> <td>1か所当たり</td> <td>1,258千円</td> </tr> </table> <p>(2) 補助率</p> <p>国1/2、都道府県1/4、市町村1/4</p> <p>5 対象経費</p> <p>報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会</p>	① 子どもの居場所支援臨時特例事業	1か所当たり	14,592千円	賃借料支援	1か所当たり	3,000千円（上限）	開設準備経費支援	1か所当たり	4,000千円（上限）	② 児童指導専門職員配置支援事業	1か所当たり	1,258千円		
① 子どもの居場所支援臨時特例事業	1か所当たり	14,592千円												
賃借料支援	1か所当たり	3,000千円（上限）												
開設準備経費支援	1か所当たり	4,000千円（上限）												
② 児童指導専門職員配置支援事業	1か所当たり	1,258千円												

<p>なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>(3) 支援対象者</p> <p>① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の子ども等、養育環境に関して課題のある学齢期の子ども及びその家庭</p> <p>② 不登校の子ども等、学校に居場所のない学齢期の子ども及びその家庭</p> <p>③ その他、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した学齢期の子ども及びその家庭</p> <p>(4) 事業実施場所</p> <p>児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が子どもの居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）</p> <p>(5) 事業実施体制</p> <p>事業の実施にあたっては、以下の①児童指導担当職員は必置とし、②児童指導専門職員は地域の実情やその他支援の必要性を考慮して配置するものとする。</p> <p>なお、職員の配置にあたっては、研修の実施等により、従事する職員の質の担保を図ること。</p> <p>① 児童指導担当職員</p> <p>(i) 児童福祉事業及びそれに類する業務に従事していた経験を持つ者</p> <p>(ii) 専従の常勤職員（常勤的非常勤職員を含む）であることが望ましい。</p> <p>なお、児童指導担当職員の配置にあたっては、児童の支援に従事する同種の職員の処遇を考慮した上で配置すること。</p> <p>② 児童指導専門職員</p> <p>子どもを対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者</p> <p>なお、児童指導専門職員は、支援計画の策定や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。</p> <p>(6) 開所日数</p> <p>開所する日数は、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間250日以上開所すること。</p> <p>ただし、実態として250日開所する必要がない場合には、特例として200日以上の開所でも本事業の対象とする。</p> <p>(7) 開所時間</p> <p>原則、12時から20時を目途として開所するものとするが、その地域における学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定めるものとする。</p> <p>3 事業の実施期限</p> <p>令和6年3月31日とする。</p> <p>4 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 補助基準額</p> <table border="0"> <tr> <td>① 子どもの居場所支援臨時特例事業</td> <td>1か所当たり</td> <td>14,592千円</td> </tr> <tr> <td>賃借料支援</td> <td>1か所当たり</td> <td>3,000千円（上限）</td> </tr> <tr> <td>開設準備経費支援</td> <td>1か所当たり</td> <td>4,000千円（上限）</td> </tr> <tr> <td>② 児童指導専門職員配置支援事業</td> <td>1か所当たり</td> <td>1,258千円</td> </tr> </table> <p>(2) 補助率</p> <p>国1/2、道1/4、市町村1/4</p> <p>5 対象経費</p> <p>報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会</p>	① 子どもの居場所支援臨時特例事業	1か所当たり	14,592千円	賃借料支援	1か所当たり	3,000千円（上限）	開設準備経費支援	1か所当たり	4,000千円（上限）	② 児童指導専門職員配置支援事業	1か所当たり	1,258千円		
① 子どもの居場所支援臨時特例事業	1か所当たり	14,592千円												
賃借料支援	1か所当たり	3,000千円（上限）												
開設準備経費支援	1か所当たり	4,000千円（上限）												
② 児童指導専門職員配置支援事業	1か所当たり	1,258千円												

<p>議費、光熱水費)、改修費、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告費、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づくひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業、その他関連する施策との連携を図るとともに、支援対象児童の重複を防ぐこと。</p> <p>(2) 事業の実施により知り得た個人情報は、規定を置くなどの措置を図ることで適切に保管するとともに、児童指導担当職員や児童指導専門職員に対して個人情報の取り扱い等について、守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合には、委託先との契約において定めること。</p> <p>(3) 支援対象者の情報の共有にあたっては、本人の同意を得た上で実施すること。</p>		<p>議費、光熱水費)、改修費、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告費、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づくひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業、その他関連する施策との連携を図るとともに、支援対象児童の重複を防ぐこと。</p> <p>(2) 事業の実施により知り得た個人情報は、規定を置くなどの措置を図ることで適切に保管するとともに、児童指導担当職員や児童指導専門職員に対して個人情報の取り扱い等について、守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合には、委託先との契約において定めること。</p> <p>(3) 支援対象者の情報の共有にあたっては、本人の同意を得た上で実施すること。</p>
---	--	---